

令和 6 年度  
大阪府自動車・同附属品製造業  
最低賃金専門部会  
第 1 回 会議次第  
令和 6 年 8 月 23 日 (金) 午後 5 時 00 分  
(大阪合同庁舎第 2 号館 9 階 共用会議室 B)

1 開 会

2 議 事

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 審議の進め方について

(3) 審議資料について

(4) 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

大 阪 府 自 動 車 ・ 同 附 属 品 製 造 業 簿  
最 低 賃 金 専 門 部 会 委 員 名 簿

令和6年7月25日任命

	氏 名	現 職	備 考
公益委員	岸本 佳浩	大阪天満法律事務所 弁護士	
	衣笠 葉子	近畿大学法学部法律学科 教授	
	森 詩恵	大阪経済大学 副学長 経済学部地域政策学科 教授	
労働者委員	柴田 宏一	ジェイテクト労働組合国分支部 執行委員	
	竹之内 信司	富士シート労働組合 副執行委員長	
	田中 翔	ダイハツ労働組合 本部中央執行委員	
使用者委員	西田 和正	ダイハツ工業株式会社 人事部労政室長	
	山崎 雅彦	ダイヤゼブラ電機株式会社 ゼネラルアフェアーズデパートメント部長	
	山村 佳弘	株式会社エクセディ 上席執行役員 グローバル人材開発本部長	

(五十音順)

## 令和6年度大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金

### 専門部会資料

資料 1	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会運営規程	1
資料 2	令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	3
資料 3	令和6年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料 4	申出書	7
資料 5	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 の改正決定について（答申）（写）	9
資料 6	最低賃金の改正決定等について（諮問）（写）	11
資料 7	令和6年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	13
資料 8	大阪府自動車・同附属品製造業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表	15
資料 9	令和6年度改正の必要性の有無に係る意見書 （労働者側）	17
	（使用者側）	19
資料 10	大阪府内の最低賃金リーフレット	21
資料 11-1	令和6年春季賃上げ妥結状況（最終報）	23
資料 11-2	令和6年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）	31

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府自動車・同附属品製造業  
最低賃金専門部会運営規程

## (規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## (委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

## (会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会长（以下、「審議会会长」という。）が招集する。

- 2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

## (委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話ができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適切な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適切な方法で通知しなければならない。

## (会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行つたときには、その審議結果について、審議会会长に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年9月16日から施行する。

この規程は、平成25年9月10日から施行する。

改 正 この規程は、令和3年8月17日から施行する。

## 令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和6年7月2日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

## 記

**地域別最低賃金専門部会****1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用**

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

**2 審議結果の審議会への報告**

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

**3 審議の基本方針**

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

(1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。

(2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。

(3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。

(4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

**4 地賃部会の廃止**

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

**特定最低賃金専門部会****1 特定最低賃金専門部会の任務**

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

**2 令第6条第5項の適用**

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

### 3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

### 4 審議の基本方針

(1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

### 5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

## 令和6年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和6年6月28日現在

	最低賃金の件名及び産業分類	意向表提出年月日 改	申出者 日本化學工業ギヤー産業労働組合連合会 JEC連合大阪地方連絡会議 長 平間 明弘	労働者数 2,345	合意労働者数割合 ( 1,097 46.8 %)	備考 労働協約ベース
正	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 執行委員長 秋山 直宣	14,877	6,396 ( 43.0 %)	労働協約ベース
正	大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	全電線大阪地方協議会 議長 紺田 伸一 アルミ関連労協 議長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 議長 義仁	4,232	3,117 ( 73.7 %)	労働協約ベース
決	大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	JAM 大阪 執行委員長 秋山 直宣 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	56,706	24,093 ( 42.5 %)	労働協約ベース
定	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	電機連合大阪地方協議会 議長 嶋本 貴至	26,190	25,134 ( 96.0 %)	労働協約ベース
定	大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	JAM 大阪 執行委員長 秋山 直宣 自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	13,467	5,650 ( 42.0 %)	労働協約ベース
	大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591 (I5914を除く), L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	16,741	6,388 ( 38.2 %)	労働協約ベース

※ 労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計



2024年6月28日

大阪労働局

局長 荒木 祥一 様

大阪府大阪市西区土佐堀1-6-3

J A M 大阪

執行委員長 秋山 直宣

大阪府池田市満寿美町13-16

自動車総連 大阪地方協議会

議長 森 茂喜

## 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、大阪府自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

## 記

## 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

大阪府において自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者 13,467人

## 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

大阪府において自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者は除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

尚、「技能習得中の者」とは、企業に於いて実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものである。

①当該業務に従事した経験がない者では直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。従って、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のあるものを対象とする者は含まれない。

②職場の内外に於いて集合的に実施されるもののほか、OJT(業務遂行の過程内に於いて仕事を通じて行われる教育訓練)も含まれる。

③習得されるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもつて実施されるものである。

④技能訓練を実施する担当者は責任者が定められていること。

以上 約13,467人

## 3. 改正を申し出る最低賃金の件名 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金



#### 4. 申出の内容

上記 3 の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 5. 申し出の理由 <労働協約ケースの場合>

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね 3 分の 1 に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,650 人

賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数 5,650 人

大阪府における自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者数 13,467 人

= 41.95% > おおむね 3 分の 1 以上

労働協約上の賃金の最も低い額 = 1,120 円／時間額

改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額 = 1,068 円／時間額

#### 6. 添付書類

- (1) 申し出合意書及び委任状
- (2) 労働協約の写し
- (3) 当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数
- (4) 所定労働時間数及び所定労働日数

以上

(写)

令和5年10月3日

大阪労働局長  
荒木 祥一 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け大労発基0704第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

別紙

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月末満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,068円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月1日

(写)

大労発基 0702 第 2 号  
令和 6 年 7 月 2 日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長  
荒木 祥一

## 最低賃金の改正決定等について（諮問）

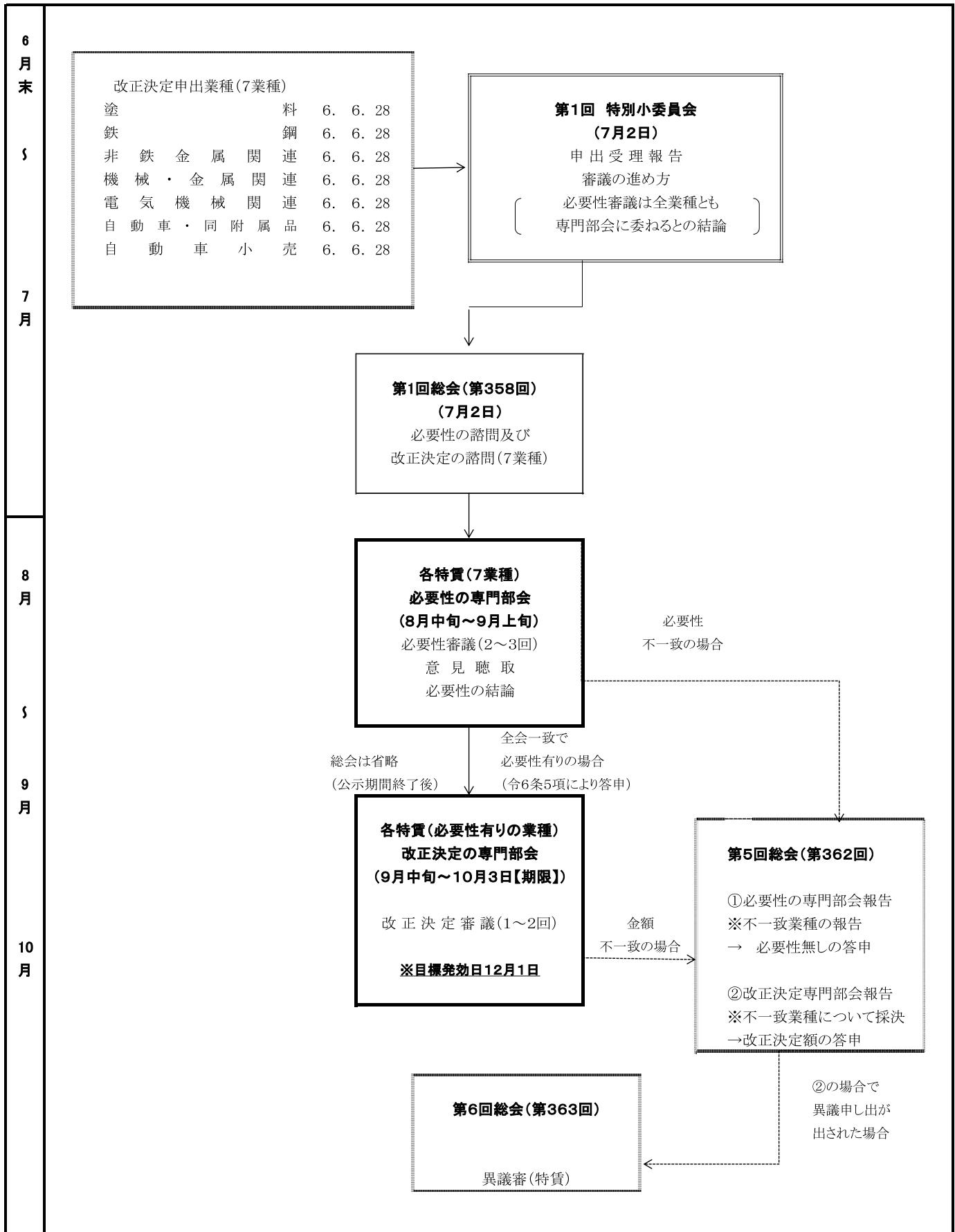
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

## 記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金



## 令和6年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ





自動車・同附属品製造業の改正申出にかかる  
企業内最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額  
時間額 1,068

事業所番号	適用労働者数 (名)	所定労働時間数 (時間)	所定労働日数 (日)	令和6年協約金額		
				月額(円)	日額(円)	時間額(円)
A	4,067	-	-	-	-	1,120
B	1,035	1,891(年)	20.33(月)	190,000	-	1,205
C	452	-	-	201,300	-	1,274
D	96	-	-	191,190	-	1,175
合計	5,650					

※網かけ部分は、協定額のうち最低額。



## 令和6年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	<u>自動車・同附属品製造業 最低賃金</u>	労・使 側
---------	-------------------------	-------

1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

◆労働者の生活安定に伴う労働力の質的向上、および自動車産業の魅力向上による人材の確保と永続的発展を果たすべく、当該特定最低賃金の改正は『必要』である。

自動車産業は、日本の中でも重要な基幹産業である。2023年の日本自動車工業会資料によると、自動車関連産業の就業人口は約554万人、出荷額等は約56兆円にものぼり、全製造業の17.1%を占めている<sup>\*1</sup>。また、大阪府においても、自動車・同附属品製造業の上分類にあたる輸送用機械器具製造業の出荷額は約2.1兆円（2022年）、産業別構成比は10.56%（2位）と大阪の発展に欠かせない産業である<sup>\*2</sup>。

日本国民全体の移動手段に対する安全と安心の担い手として、自動車産業で働く者の責務は極めて大きい。約3万個の部品からなる自動車において、安全性と品質を担保した部品を欠かすことなく製造するには、労働者の力は必要不可欠である。加えて、電動化など大きな環境変化を迎えており、産業の永続的な発展を目指すには、労働力の質的向上に向けた環境整備を行う必要がある。

労働者が、その労働力を十二分に發揮するには、労働力の基盤となる生活の安定が図られなければならない。しかし昨年より続く物価上昇は依然収まりを見せず、特に低賃金労働者への影響は大きい。また、生産年齢人口の減少により労働力自体が減少していく中で人材を確保するためには、事業の公正競争を確保しつつ自動車産業の魅力向上を果たしうる、優位性を持った特定最低賃金の改正が必要である。

（※1 日本自動車工業会 日本の自動車工業 2023 P.2、※2 2023年経済構造実態調査 第1表）

2. 上記1の判断をされた理由（根拠）を、以下の項目ごとにお示しください。

また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

自動車産業は設備投資額1.4兆円、研究開発費3.6兆円といずれも全産業の4分の1以上を占めることに加え、2022年の自動車輸出金額では17.3兆円（前年比17.4%増）と日本経済を支える重要な基幹産業である<sup>\*3</sup>。

国内自動車メーカー主要8社の連結決算<sup>\*4</sup>を見ても、2023年度決算は7社が増収増益（1社は増収減益）となった。経営の厳しさが指摘される自動車部品関連企業の経営動向<sup>\*5</sup>も、自動車生産の回復や取引適正化の推進により売上高は2021年以降で上昇傾向にあることからも、自動車産業の経営環境は悲観的ではなく、支払い能力は有していると考える。

（※3 日本自動車工業会 日本の自動車工業 2023 P.2-3、※4 各社決算資料、※5 日本自動車部品工業会 日本の自動車部品産業 2024 P.7）

## ② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

連合集計<sup>※6</sup>によると、5,284組合の令和6年賃上げ回答（加重平均）は15,284円（前年比+4,721）、率にして5.10%（同+1.52）と、前年を上回る結果となった。非正規労働者においても、時給62.70円（前年比+9.92）、月額10,869円（前年比+4,041）、率にして時給5.74%（同+1.19）、月給4.98%（同+1.59）と前年を上回った。

大阪府内においても、554組合の令和6年春季賃上げ妥結状況<sup>※7</sup>は14,578円（前年比+10,792）、4.82%（同+3.62）と、前年を上回っている。政府が掲げる「成長と分配の好循環」の重要性を労使がともに認識し、大幅な賃金改善がなされた。

（※6 連合 2023 春季生活闘争 第7回回答集計結果、※7 大阪府 令和5年春季賃上げ妥結状況）

## ③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

令和6年6月の消費者物価総合指数<sup>※8</sup>は2020年を100として108.2、前年同月比で+2.8%となっており、物価上昇局面が続いている。この物価上昇を背景に企業の製品への価格転嫁が進む中、令和5年5月の実質賃金指数<sup>※9</sup>は現金給与総額において前年比-1.6%となっている。

家計の消費支出に着目しても、二人以上の世帯における2024年5月の名目消費（住居等を除く）<sup>※10</sup>は、前年同月比-0.2%であり、実質消費も-3.4%となっている。物価の上昇が家計にまで影響しており、生活環境は悪化している。

（※8 e-Stat 消費者物価指数 2024年6月月報、※9 厚生労働省 毎月勤労統計調査 令和6年5月分、

※10 総務省 家計調査報告 2024年6月分）

## 3. その他

上述の通り、日本の成長を支える自動車産業の永続的発展を果たすには、正規・非正規問わずそこに集う労働者の力が不可欠であり、賃上げを通じた意欲と活力の向上が必要である。他産業も含めて労使ともに認識は一致しているからこそ、実際に前年を超える賃金引き上げが行われている。

しかしながら、未組織労働者や非正規労働者の多くは労使交渉の機会すらなく、自らの手によって賃金を引き上げる術を持たない。物価上昇により労働力の基盤となる生活の安定が揺らぐ中、全労働者の賃金の底上げ・底支えを図るには、最低賃金制度が有効に働くなければならない。

とりわけ特定最低賃金については、産業の適正な賃金相場を形成し、公正な競争を確保する役割がある。また昨今、人材不足が深刻化する中では、産業の優位性を示すことも重要な役割である。しかし令和5年7月現在、隣接する兵庫県の輸送用機械器具製造業の特定最低賃金は1,075円であるのに対し、大阪府の当該特定最低賃金は1,068円であり、大阪府の自動車産業は優位性が損なわれている。産業の魅力を高め、労働力の質的向上と人材確保を図るためにも、特定最低賃金の改正を行うべきである。

### ○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

氏　　名：　自動車総連　大阪地方協議会　田中　翔

記述年月日：　令和　6年　7月　29日

## 令和6年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	自動車・同附属品製造業
	最低賃金
労・使 側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

改正は必要無いと考える。

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。また、データ等を引用する際は、その引用元となる資料名及びその該当箇所を明示してください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

自動車大手及び主要部品メーカーの2024年3月期の決算は、8割弱が前期比で増収増益と、円安等の影響もあり、好調であった。しかし、拡大する認証不正の問題、中国での苦戦、労務費・材料費等のコスト高、為替影響などから、2025年3月期は減益を予想する企業が多く、経営の見通しは依然厳しい。

特に、同産業の中小企業は、上記マイナス面の影響をより強く受けしており、非常に厳しい経営状況の会社が多い。

[日本の自動車メーカー・部品サプライヤー各社の通期\(2024年3月期\)決算まとめ - 自動車産業ボータル マークライズ \(marklines.com\)](#)

② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

2024年の春の交渉における賃金改定の結果（連合集計）は、平均賃金方式での定期昇給相当分込みの賃上げ額の加重平均は、昨年の最終結果である1万560円を5,000円程度上回り、1万5,616円となっている。また、賃上げ率は、昨年の最終結果（3.58%）を1.59ポイント上回る5.17%となり、5%台に乗せた。最終集計までこのまま賃上げ率5%超を維持すると、5.66%を記録した1991年以来、33年ぶりのことになる。

[賃上げ率が1991年以来、33年ぶりとなる5%台に到達（春闘取材：ビジネス・レーバー・トレンド 2024年6月号） | 労働政策研究・研修機構（JILPT）](#)

記述年月日：令和 6 年 7 月 29 日

### ③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、2024年度に2%台後半となったあと、2025年度および2026年度は、概ね2%程度で推移すると予想される。

[経済・物価情勢の展望\(2024年4月\)\(boj.or.jp\)](http://boj.or.jp)

### 3 その他(自・附特定最低賃金の役割・存在意義)

上記の通り、消費者物価の動きに対し、賃金引上げは既に十分に行われていること、加えて、政府主導での最低賃金の引上げが、今後も継続していくことが予想されることから、「自附の特定最低賃金が府の賃金をけん引する」という役割・存在意義は、希薄になりつつあると考える。

#### ○ 記述責任者(意見の出所を明らかにしてください。)

ダイハツ工業株式会社 人事部労政室

氏名 西田 和正

記述年月日：令和6年7月29日

# 令和5年度大阪府内の最低賃金

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	1,064円 (令和5年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,070円 (令和5年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取り そろえ並びに充てんラインへの送給、 包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18リットル缶未満の充てん製品運搬 の業務
鉄鋼業	1,066円 (令和5年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳 以上の方
はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、 金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、 船舶用機関製造業	1,070円 (令和5年12月1日)	(2)雇入れ後3月末満の 技能習得中の方
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,068円 (令和5年12月1日)	(3)清掃又は片付けの 業務に主として 従事する方
自動車・同附属品 製造業	1,068円 (令和5年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、 手工具又は小型動力工具を使用して 行う組線、取付け、かしめ、巻線若しく は刻印の業務
非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)	備考
自動車小売業	1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)	(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金 の両方の適用を受ける場合には、 高い方の最低賃金が適用されます。

## 賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面を  
ご覧ください



# 賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

## 1 働き方改革や経営改善に向けた相談先

### ●大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは **TEL:0120-068-116** Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



### ●大阪府よろず支援拠点

売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

また、地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

詳しくは **TEL:06-4708-7045**

どの支援が合うか迷ったら、  
大阪働き方改革推進支援・賃金相談  
センターに相談してみてね！



## 2 賃金引上げを支援する制度

### ●業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440**



### ●キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 **TEL:06-7669-8900**



### ●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

#### (1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

詳しくは **中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821**



#### (2)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別貸付で融資します。

詳しくは **日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505**



#### (3)中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇。

詳しくは **事業再構築補助金事務局コールセンター TEL:0570-012-088**



#### (4)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。

詳しくは **ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL:050-8880-4053**



## ●賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



令和6年6月7日(金)午後2時

連絡先  
大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課  
地域労政グループ 裏野・立石  
▽直通 06-6946-2604

# 令和6年

# 春季賃上げ要求・妥結状況

# 最終報

【集計組合数:554組合(加重平均)】

【調査時点:5月27日現在】

□ 妥結額 14,578円(前年:10,792円)

□ 賃上げ率 4.82%(前年:3.62%)

### 【調査結果の特徴点】

- 全体平均では妥結額が14,000円を超え、妥結額、賃上げ率ともに加重平均による集計を開始した平成5年以降最高となり、賃上げ率は5%に迫る高水準となっている。
- 企業規模別の妥結額は、29人以下を除き大幅に増加している。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

- 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。
- 本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。
- 6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ  
調査資料一覧  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/>

※右のQRコードからもご覧いただけます。



## 本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約1,700組合を調査対象として実施し、5月27日までに妥結額が把握できた678組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな554組合(172,612人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

### 【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均=(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

## 経済的背景と要求・交渉経過

### (1) 経済的背景と労使交渉等の動向

#### 〈政府の動向〉

・岸田総理は、令和6年元日の記者会見において、「バブル崩壊から30年がたつが、今年は、日本経済を覆っていたデフレ心理とコストカットの縮み志向から完全に脱却する年にしたい。足元の物価高から国民生活を守り、『物価上昇を上回る賃上げ』を必ず達成しなければならない」と述べるとともに、経済界に対しては、「今年の春闘で昨年を上回る賃上げをお願いし、賃上げ促進税制を中小企業にも使いやすい形で強化する」としました。加えて、「賃上げとの相乗効果を狙い、所得税・住民税の定額減税も6月に実施する」と述べました。

さらには「官民が連携して社会全体のマインドを変えていく。物価上昇を乗り越える賃上げ、グリーンやデジタルの攻めの設備投資など、人・モノ・金がしっかりと動き出し、熱量の高い新しい経済ステージに向けて政策を総動員する」と決意を示しました。

#### 〈労使の動向〉

・連合の芳野会長は、令和5年12月1日に公表した「2024春季生活闘争方針」をふまえ、「これまでの単なる延長ではなく経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換をはかる正念場である。すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、前年を上回る賃上げをめざす。賃上げ分3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上の賃上げを目安とする」と述べました。

・日本経団連の十倉会長は、令和6年1月5日の経済三団体共催2024年新年会後の共同会見において、「コストパッケージ型インフレであるとはいえ、長引くデフレを断ち切って物価が上がり始めたこの機を逃さず、構造的な賃金引上げを実現しなければならない。そのためには、2%程度の「適度な」物価上昇を実現したうえで、ベースアップと生産性向上分を合わせて物価上昇分以上の賃金引上げをめざすというサイクルを構築し継続していく必要がある」と述べ政府・日銀の政策に期待感を示すとともに、「昨年の月例賃金の引上げ率は3.99%(大手企業、経団連調査)と約30年ぶりの高水準であった。今年、そして来年以降も賃金引上げのモメンタムを維持・強化していきたい」と述べました。

#### 〈経済的背景〉

・内閣府は、令和6年1月25日に公表した月例経済報告において、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある」などの判断を示しました。

#### 〈交渉経過〉

・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出、3月13日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

## (2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
<p>○連合「連合白書（2024 春季生活闘争の方針と課題）」（令和5年12月）          〈基本的な考え方〉          ・「未来づくり春闘」を掲げたこの2年間の取り組みの結果、「人への投資」は企業にとっても国の政策にとっても中心的な課題と位置づけられるようになり20年以上にわたるデフレマインドにも変化の兆し。みられる。          ・足元では、輸入インフレの影響が続いている、短期的には働く人の暮らしをまもるという視点が重要であるが、同時に中期的には「人への投資」を強化し継続することが構造的な問題の解決と持続的な成長と分配の好循環に不可欠。          ・短期と中期の両方の視点をもって、ステージ転換の移行期を乗り越え、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざしていく必要がある。          ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。          ・消費全体を回復・増加させるには、月例賃金の改善にこだわり、「底上げ」「底支え」「格差是正」をより強力に推し進め、恒常所得を増やしていくことが王道。          ・国際的に見劣りする賃金水準の改善や格差是正の実現をはかる必要がある。賃上げを継続し、改善幅を拡大していくためには生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく必要がある。</p> <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上</li> <li>・昇給ルールの導入、導入する場合は勤続年数で賃金カーブを描く。</li> <li>・水準は、勤続17年相当で時給1,795円、月給296,000円以上となる制度設計をめざす。</li> <li>・企業内すべての労働者を対象に協定を締結。</li> <li>・締結水準は、時給1,200円以上をめざす。</li> </ul> <p>○全労連・国民春闘共同委員会「24 国民春闘 方針」（令和6年1月）          〈基本的な考え方〉          ・2023年9月の実質賃金は前年比2.4%減で18カ月連続のマイナスが続いている。          ・名目賃金は前年同月比で一般労働者は1.2%上昇、物価上昇率は22年7月以降3%以上の高水準が続いている。          ・23春闘での賃上げ水準では、生活改善につながる状況にないことが明確。          ・日本の企業はコロナ禍でも内部留保を増やし続け、中小企業を含めて前年同期末比で11%増の530兆円と過去最高を更新。          ・「賃金が下がり続ける国から引き上げる国への転換」を図ることが大目標。          ・物価高騰が続く中で、生活改善が実感できる賃金の大幅引き上げや底上げを求める要求をかけてたたかう。</p> <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃上げ要求：月30,000円以上、時給額190円以上</li> <li>・最低賃金要求：月225,000円以上、時給1,500円以上</li> </ul>	<p>○経団連「2024年版経営労働政策特別委員会報告」（令和6年1月）          〈連合「2024春季生活闘争方針」への見解〉          ・連合が2024春闘方針で示している持続的な賃金引上げの実現、日本全体の生産性向上による「成長と分配の好循環」の必要性、2024年春季労使交渉がわが国経済社会のステージ転換を図る正念場との認識など、基本的な考え方や方向性、問題意識は経団連と多くの点で一致。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金要求において、高い水準で推移している物価動向への対応として、「前年を上回る賃上げをめざす」とより表現を強めたことは労働運動として理解。</li> <li>・賃金引上げの機運醸成に向けて、中小企業における構造的な賃金引上げが不可欠との方向性も経団連と同様。</li> </ul> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年以降も、エネルギー・原材料価格の上昇や円安などを背景に物価上昇が続く中、「社会性の視座」に立って賃金引上げのモメンタムを維持・強化し、「構造的な賃金引上げ」の実現に貢献していく。</li> <li>・自社の労働生産性の改善・向上を図ることで賃金引上げの原資を確保した上で、物価動向に留意しつつ、「賃金決定の大原則」に則り、成長の果実を、「人への投資」促進の両輪と位置付けている「賃金引上げ」と「総合的な待遇改善・人材育成」として適切に反映するとの考え方に基づいた対応が必要。</li> <li>・「賃金引上げ」にあたっては、月例賃金、初任給、諸手当、賞与・一時金を柱として、労使で真摯に議論を重ね、多様な方法・選択肢の中から適切な結論を見出すことが大切。</li> <li>・企業の持続的な成長には、総合的な待遇改善・人材育成による「人への投資」の促進が必要。働き手のエンゲージメント向上と適切な分配を念頭に置きながら、各施策について前向きな検討・実施が望まれる。</li> <li>・労使は、「闘争」関係ではなく、価値協創に取り組む経営のパートナーであるとの認識をより強くしながら、経団連は、わが国が抱える社会的課題の解決に向けて、未来を「協創」する労使関係を目指していく。</li> </ul>

## 調査結果の概要

### (1)妥結額・賃上げ率の推移 【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 14,578 円(前年:10,792 円)、賃上げ率 4.82%(前年:3.62%)となり、加重平均による集計を開始した平成5年以降過去最高となり、賃上げ率は5%に迫る高水準となりました。

### (2)企業規模別の妥結状況 【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、10,917 円 (対前年比:2,704 円増、32.9%増)

「300 から 999 人」が、14,314 円 (対前年比:4,431 円増、44.8%増)

「1,000 人以上」が、15,017 円 (対前年比:3,776 円増、33.6%増)

となり、全ての規模で前年より大幅に増加しました。

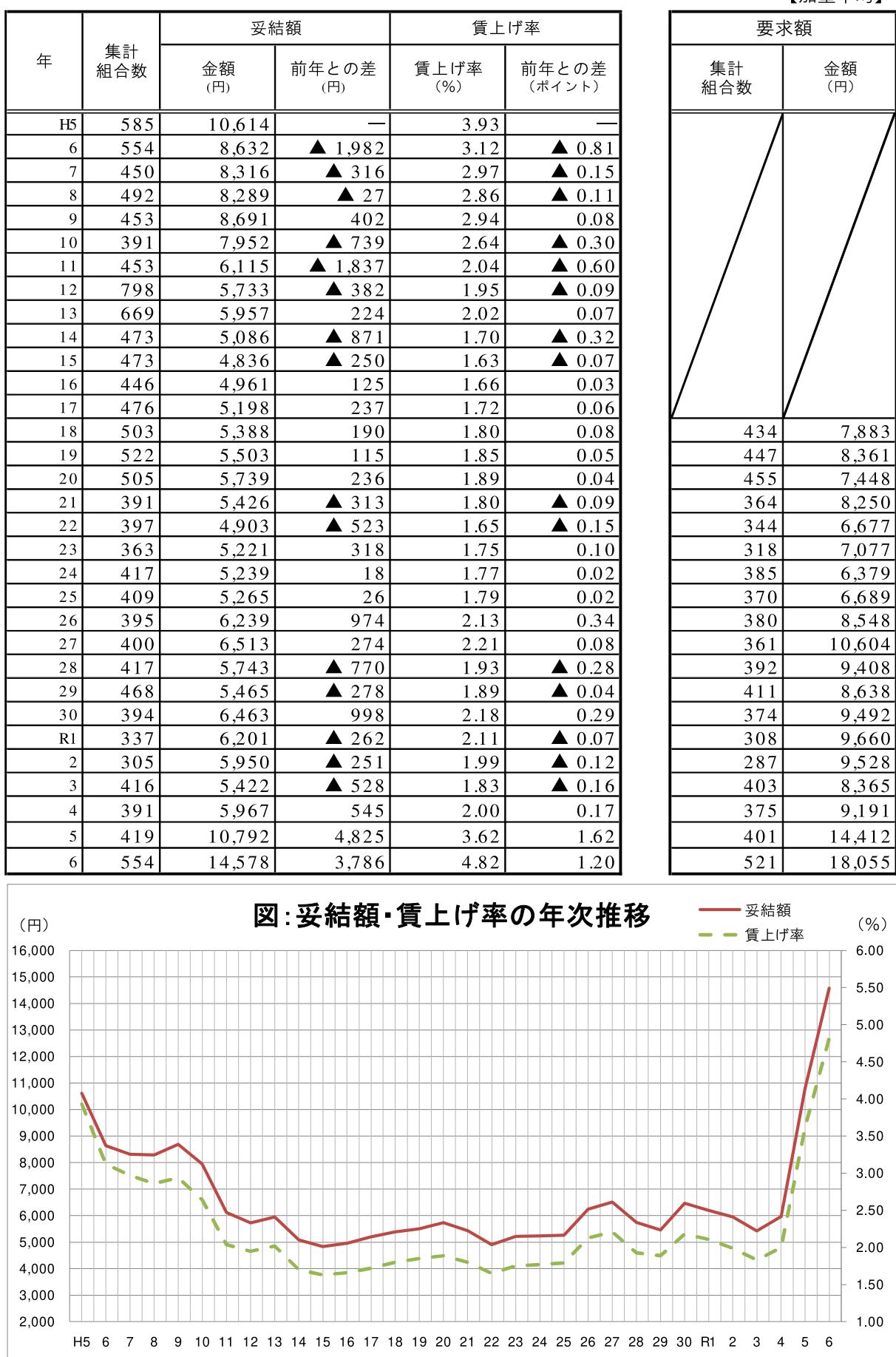
### (3)産業別の妥結状況 【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 16,419 円、非製造業の妥結額平均が 12,663 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(14,578 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「鉄鋼(24,991 円)」、「機械器具(20,253 円)」、「非鉄金属(17,096 円)」等となりました。

一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「医療、福祉、教育、学習支援業(8,207 円)」、「印刷・同関連(9,300 円)」、「情報通信業(9,447 円)」等となりました。

## ■ 妥結額・賃上げ率の年次推移



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、最終報の調査時点において把握できた組合の集計結果であり、集計を開始した平成18年より記載しています。

※各年の要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表しています。

令和6年は、554組合の集計結果を表しています。

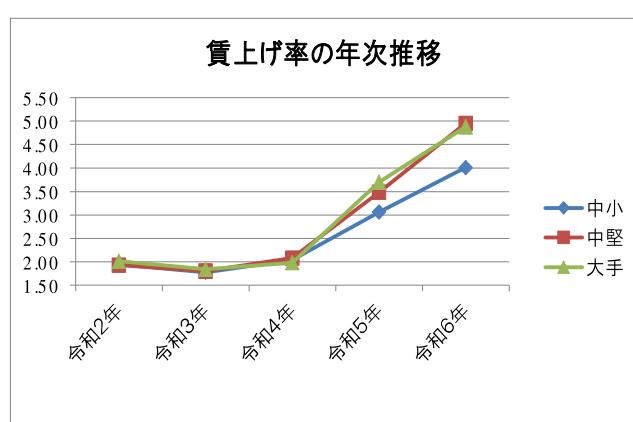
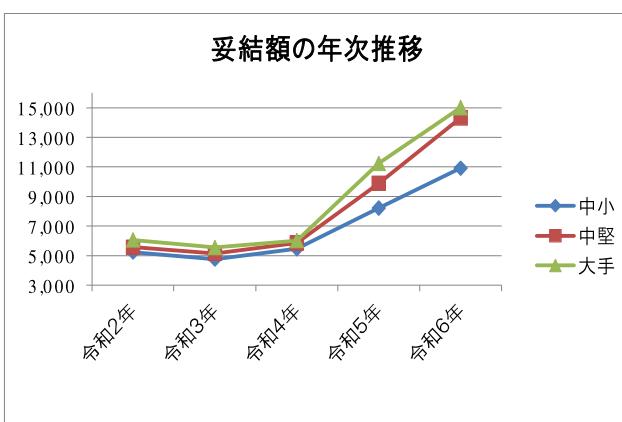
## ■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)	集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	26	279,465	8,107
	30~99人	98	263,491	9,465
	100~299人	137	273,912	11,311
299人以下	261	272,101	10,917	4.01
300~999人	111	289,354	14,314	4.95
1,000人以上	182	307,994	15,017	4.88
総平均	554	302,284	14,578	4.82

## ■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)								
299人 以下の 内訳	29人以下	4,256	1.44	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75	8,107	2.90
	30~99人	4,591	1.78	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94	9,465	3.59
	100~299人	5,461	2.00	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10	11,311	4.13
299人以下	5,233	1.94	4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06	10,917	4.01	
300~999人	5,582	1.93	5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48	14,314	4.95	
1,000人以上	6,060	2.01	5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70	15,017	4.88	



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

## ■産業別の妥結状況

(集計組合数:554組合)【加重平均】

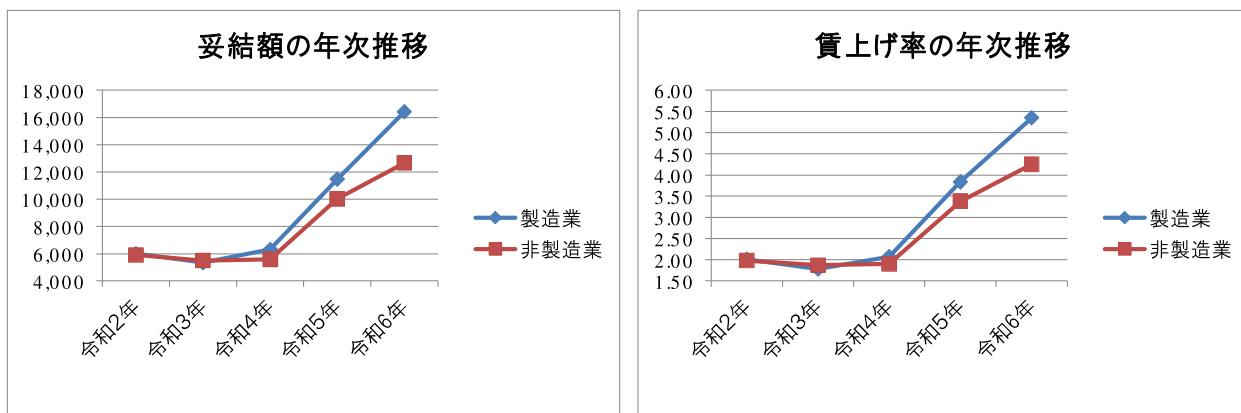
産業	集計組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)
<b>全産業計</b>	554	172,612	302,284	14,578	4.82	18,055
製造業	<b>製造業平均</b>	372	88,003	306,654	16,419	5.35
	食料品・たばこ	36	5,850	304,611	15,995	5.25
	繊維、衣服	37	5,069	304,303	14,175	4.66
	木材、家具・装備品	4	893	286,149	14,776	5.16
	パルプ・紙・紙加工品	8	638	298,550	15,516	5.20
	印刷・同関連	10	2,419	283,591	9,300	3.28
	化学	48	9,104	312,958	13,651	4.36
	石油・石炭製品	1	17	340,050	18,403	5.41
	プラスチック製品	4	616	264,122	10,496	3.97
	ゴム、皮革製品	3	201	228,776	6,019	2.63
	窯業・土石製品	5	275	253,059	9,886	3.91
	鉄鋼	39	8,139	290,547	24,991	8.60
	非鉄金属	18	4,751	323,677	17,096	5.28
	金属製品	51	9,865	268,269	14,882	5.55
	機械器具	73	23,025	325,410	20,253	6.22
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	3,553	1.20
	電気機械器具	11	3,081	317,650	13,843	4.36
	情報通信機械器具	1	10	324,118	15,400	4.75
	輸送用機械器具	15	11,515	313,176	10,717	3.42
	その他の製造	7	2,525	302,590	13,813	4.56
非製造業	<b>非製造業平均</b>	182	84,609	297,740	12,663	4.25
	農林水産業					16,695
	鉱業・採石・砂利	1	25	257,143	18,000	7.00
	建設業	10	3,792	303,882	12,769	4.20
	電気・ガス・熱供給・水道業					
	情報通信業	21	1,728	324,339	9,447	2.91
	うち、通信・放送	2	705	312,283	13,440	4.30
	うち、情報サービス	1	20	318,564	13,093	4.11
	うち、情報制作(出版等)	18	1,003	332,928	6,567	1.97
	運輸業・郵便業	48	30,350	304,271	11,522	3.79
	うち、私鉄・バス等	18	22,747	307,346	11,535	3.75
	うち、道路貨物輸送	16	4,978	321,721	8,384	2.61
	うち、郵便業					
	うち、その他	14	2,625	244,535	17,358	7.10
	卸売・小売業	62	37,842	294,670	13,331	4.52
	金融・保険業、不動産、物品販貸業	3	1,262	297,216	17,405	5.86
	うち、金融・保険業	1	343	291,057	17,991	6.18
	うち、不動産業	2	919	299,514	17,187	5.74
	うち、物品販貸業					
	学術研究、専門・技術サービス業	2	57	244,387	12,842	5.25
	飲食店・宿泊業	5	1,472	308,226	19,649	6.37
	生活関連サービス業、娯楽業	5	603	268,459	13,869	5.17
	医療・福祉、教育、学習支援業	10	810	276,369	8,207	2.97
	うち、教育・学習支援業	5	128	284,763	4,669	1.64
	うち、医療・福祉	5	682	274,794	8,870	3.23
	複合サービス事業、サービス業	15	6,668	278,685	12,812	4.60
	うち、複合サービス事業	5	3,759	238,624	10,560	4.43
	うち、自動車整備・機械修理	2	147	306,928	14,728	4.80
	うち、賃貸・広告業	1	189	320,837	19,571	6.10
	うち、その他	7	2,573	332,502	15,496	4.66

※集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※要求額は、最終報時点での要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな521組合の集計結果を表しています。

## ■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)								
製造業	5,998	2.01	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84	16,419	5.35
非製造業	5,907	1.98	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38	12,663	4.25



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

## ■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 妥結状況)

/	令和6年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年
第1報	3月29日	611組合	657組合	206組合	195組合	117組合	117組合
		21,435円	19,271円	14,231円	9,263円	16,817円	10,739円
第2報	4月19日	743組合	726組合	472組合	428組合	326組合	291組合
		21,244円	18,965円	11,469円	8,348円	13,623円	9,615円
第3報	5月14日	779組合	761組合	576組合	544組合	440組合	427組合
		21,106円	18,747円	12,056円	8,126円	13,726円	8,837円
最終報	6月5日	804組合	771組合	683組合	555組合	678組合	528組合
		20,950円	18,703円	12,034円	8,323円	12,095円	8,500円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

## ■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答	91組合	年間一時金	1,436,217円
妥結	234組合	夏季一時金	691,019円

※本集計は、春闇時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和6年6月20日(木)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 裏野・立石

▽直通 06-6946-2604

# 令和6年 春季賃上げ妥結状況

## 詳細分析報告

### 【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月 27 日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:474組合)

#### 【全体結果】(表1)

項目	令和6年	令和5年	対前年比
妥結額	14, 486円	10, 115円	4, 371円増 (43. 2%増)
賃上げ率	4. 78%	3. 65%	1. 13ポイント増

#### 【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年を大幅に上回っている。
  - すべての企業規模で前年を大幅に上回っている。
  - 産業別では、製造業、非製造業ともに前年を大幅に上回っている。
- また、製造業では8割の業種で、非製造業では全業種でプラス傾向となっている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月 27 日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた554組合※のうち、前年の妥結額についても把握できた474組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

※この554組合を対象とした加重平均結果については、6月7日公表の令和6年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

## 調査結果の詳細分析 【集計組合数:474組合】

### (1)妥結額の状況 【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額14,486円(前年:10,115円)が、対前年比4,371円増・43.2%増となり、前年を大幅に上回る結果となりました。

### (2)企業規模(従業員数)別の妥結状況 【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299人以下」が、対前年比2,681円増・33.4%増（令和6年:10,705円 令和5年:8,024円）  
 「300から999人」が、対前年比5,192円増・53.8%増（令和6年:14,844円 令和5年:9,652円）  
 「1,000人以上」が、対前年比4,397円増・42.2%増（令和6年:14,809円 令和5年:10,412円）  
 となりました。

(表2) 企業規模別妥結状況

企業規模 (従業員数)	集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
		令和6年	令和5年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	22	7,844	6,210	1,634	26.3
	30～99人	89	9,634	7,294	2,340	32.1
	100～299人	119	11,035	8,248	2,787	33.8
299人以下	230	10,705	8,024	2,681	33.4	
300～999人	89	14,844	9,652	5,192	53.8	
1,000人以上	155	14,809	10,412	4,397	42.2	
全体加重平均	474	14,486	10,115	4,371	43.2	
全体単純平均(参考)		12,762	8,873	3,889	43.8	

※ 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況 【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 16,545 円(対前年比 5,080 円増、44.3%増)、非製造業が 12,615 円(対前年比 3,727 円増、41.9%増)となりました。

製造業では、18 業種のうち 15 業種でプラス傾向となりました。

非製造業では、11 業種全てでプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が10組合以上あった業種のうち、前年に比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 前年に比べ増減率の大きい上位 3 業種と下位1業種

	集計組合数 (組合)	組合員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和6年 (円)	令和5年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
鉄鋼	36	7,697	25,321	10,450	14,871	142.3	↑	全体の8割強にあたる30組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると判断できる。また、組合員数の多い製鉄、鋼材関係の大手・中堅組合が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
金属製品	46	8,947	15,559	8,567	6,992	81.6	↑	全体の7割強にあたる33組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると判断できる。また、組合員数の多い一部大手組合が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
運輸業・郵便業	42	29,559	11,619	7,398	4,221	57.1	↑	全体の8割強にあたる35組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると判断できる。また、組合員数の多い鉄道、バス関係の組合が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
輸送用機械器具	13	10,694	10,981	12,557	▲1,576	▲12.6	▼	全体の8割強にあたる11組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が不調であるとは言い難い。組合員数の多い自動車関係の一部大手組合が前年より大幅なマイナスで妥結していることが全体の妥結額を押し下げている。

※ 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-1)) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計組合数 (組合)	組合員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和6年 (円)	令和5年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
<b>製造業</b>	323	72,543	16,545	11,465	5,080	44.3	↗
食料品・たばこ	32	5,189	16,589	10,758	5,831	54.2	↗
繊維、衣服	34	5,026	14,241	10,752	3,489	32.4	↗
木材、家具・装備品	4	893	14,776	13,964	812	5.8	↗
パルプ・紙・紙加工品	5	448	15,888	12,115	3,773	31.1	↗
印刷・同関連	9	2,317	9,396	7,209	2,187	30.3	↗
化学	38	5,957	14,362	12,533	1,829	14.6	↗
石油・石炭製品							↙
プラスチック製品	3	577	10,040	8,967	1,073	12.0	↗
ゴム、皮革製品	3	201	6,019	4,849	1,170	24.1	↗
窯業・土石製品	2	83	9,558	12,940	▲ 3,382	▲ 26.1	➡
鉄鋼	36	7,697	25,321	10,450	14,871	142.3	↗
非鉄金属	18	4,751	17,096	11,912	5,184	43.5	↗
金属製品	46	8,947	15,559	8,567	6,992	81.6	↗
機械器具	65	15,395	20,545	14,242	6,303	44.3	↗
電子部品・デバイス	1	10	3,553	10,054	▲ 6,501	▲ 64.7	➡
電気機械器具	9	2,329	13,423	12,129	1,294	10.7	↗
情報通信機械器具	1	10	15,400	12,400	3,000	24.2	↗
輸送用機械器具	13	10,694	10,981	12,557	▲ 1,576	▲ 12.6	➡
その他の製造	4	2,019	13,198	4,794	8,404	175.3	↗

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-（2）) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計組合数 (組合)	組合員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和6年 (円)	令和5年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
<b>非製造業</b>	151	79,844	12,615	8,888	3,727	41.9	↗
農林水産業							↙
鉱業・採石・砂利	1	25	18,000	11,814	6,186	52.4	↗
建設業	9	3,552	13,164	9,276	3,888	41.9	↗
電気・ガス・熱供給・水道業							↙
情報通信業	17	1,364	8,880	7,686	1,194	15.5	↗
うち、通信・放送	1	373	15,000	11,000	4,000	36.4	↙
うち、情報サービス	1	20	13,093	5,461	7,632	139.8	↗
うち、情報制作(出版等)	15	971	6,443	6,458	▲ 15	▲ 0.2	↙
運輸業・郵便業	42	29,559	11,619	7,398	4,221	57.1	↗
うち、私鉄・バス等	14	22,005	11,681	7,305	4,376	59.9	↙
うち、道路貨物輸送	15	4,931	8,285	8,151	134	1.6	↙
うち、郵便業							↙
うち、その他	13	2,623	17,363	6,769	10,594	156.5	↙
卸売・小売業	53	36,554	13,440	9,838	3,602	36.6	↗
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	2	919	17,187	12,156	5,031	41.4	↗
うち、金融・保険業							↙
うち、不動産業	2	919	17,187	12,156	5,031	41.4	↙
うち、物品賃貸業							↙
学術研究、専門・技術サービス業	2	57	12,842	7,852	4,990	63.6	↗
飲食店、宿泊業	2	631	14,889	9,496	5,393	56.8	↗
生活関連サービス業、娯楽業	3	38	11,522	9,267	2,255	24.3	↗
医療、福祉、教育、学習支援業	8	765	8,308	4,809	3,499	72.8	↗
うち、教育・学習支援業	5	128	4,669	6,040	▲ 1,371	▲ 22.7	↙
うち、医療・福祉	3	637	9,039	4,562	4,477	98.1	↙
複合サービス事業、サービス業	12	6,380	12,613	10,341	2,272	22.0	↗
うち、複合サービス事業	4	3,695	10,516	7,690	2,826	36.7	↙
うち、自動車整備・機械修理	2	147	14,728	9,864	4,864	49.3	↗
うち、賃貸・広告業							↙
うち、その他	6	2,538	15,544	14,228	1,316	9.2	↗

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。